

## 第4章 災害予防計画

災害対策を計画的に推進するため、災害予防に重要な災害危険区域を設定し、必要な施設の整備及び訓練等の計画については、この計画の定めるところによる。

### 第1節 防災教育及び訓練計画

災害応急対策を円滑かつ迅速に実施するとともに防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練は、この計画の定めるところによる。

また、防災知識の普及・啓発に当たっては、高齢者、障害者などの要配慮者に十分留意し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるように努めるとともに、被災時における男女のニーズの違いなど男女双方の視点に十分配慮するものとする。

#### 1 普及・啓発方法

防災関係者及び一般住民に対し、次のような方法により防災思想の普及を図る。

- (1) 広報誌等の活用
- (2) 諸行事及び防災訓練等による普及
- (3) テレビ、新聞、ラジオ等の活用
- (4) 出前トークの活用

普及に当たっては、防災の日、水防月間、防災とボランティアの日など、普及の内容に応じて最も効果的な時期を選んで行うものとする。

#### 2 普及・啓発に要する事項

- (1) 名寄市地域防災計画の概要
- (2) 災害の予防措置
  - ア 自助（身を守るための備えや備蓄）・共助の心得
  - イ 防災の心得
  - ウ その他

#### 3 学校等教育関係機関における防災知識・技能の普及・啓発及び教育の推進

- (1) 学校においては、児童生徒等に対し、災害の現象や災害の予防等の知識の向上及び防災の実践的な対応方法（災害時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
- (2) 学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

る。

- (3) 学校において、国や道の指針の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。
- (4) 児童生徒等に対する防災教育の充実を図るため、教職員等に対する防災に関する研修機会の充実等に努める。
- (5) 防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実態に応じた内容のものとして実施する。

#### 4 防災訓練の実施

災害応急対策を円滑に実施するため、防災訓練を次のとおり実施し、防災に関する技能の向上及び防災知識の普及を図るものとする。

また、訓練に当たっては、防災の日や防災週間等を考慮しながら、防災関係機関や町内会、ボランティア及び要配慮者を含めた地域住民等との連携を図るものとする。

区 分	実 施 方 法
総合訓練	各関係機関と一体となって、想定被害により水防、災害救助等の訓練を総合的に実施する。
水防訓練	図上又は実施訓練 水防工法、樋門操作、水位雨量観測、一般住民の動員、水防資材器材の輸送、広報、通報伝達等のほか、水防計画に掲げる訓練を実施する。
避難救助訓練	図上又は実施訓練 水防訓練、消防訓練に併せて避難の指示・伝達方法、避難の誘導、避難所の防疫、給水給食等を織り込んだ訓練を実施する。
災害通信訓練	図上又は実施訓練 主通信及び副通信をそれぞれ組み合わせ、様々な想定の下に訓練を実施する。
非常招集訓練	その他災害に関する訓練を実施するとともに、他の関係機関で行う訓練について協力する。

## 第2節 風害予防計画

風による公共施設、農耕地、農作物の災害を予防するために必要な事項は、この計画の定めるところによる。

### 1 予防対策

- (1) 台風による風害の予防は、その経路等により予想し得る気象状況を早期に把握して、臨機応変に対応できる措置を講ずるものとする。
- (2) 学校及び幼稚園、保育園や医療機関など、応急対策上重要な施設の安全性に配慮する。  
また、家屋やその他の建築物倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行うものであるが、市は状況に応じて施設管理者に対して、看板やアンテナ等を固定するなどして強風による落下物防止対策等の徹底を図る。
- (3) 台風による農林産物の風害防止のため、農林施設の管理者や農作物等の生産者に対して、風害防止のための管理方法の周知徹底を図る。

### 第3節 雪害予防計画

異常気象による大雪、暴風雪等に対処するため、迅速かつ的確な除雪を実施し、交通の確保を図るなど必要な事項は、この計画の定めるところによる。

#### 1 除雪路線実施分担

除雪路線は、特に交通確保を必要と認める主要路線については、次の区分により除雪を分担実施する。

(1) 国道の除雪は、北海道開発局が行う。

北海道開発局が管理する道路で冬期間24時間体制で除雪作業を行い、交通の確保を保つ。

(2) 道道の除雪は、北海道が行う。

北海道が管理する道路で冬期間除雪を行い、除雪作業による交通確保目標は路線区分に応じて除雪作業基準のとおりである。なお、夜間除雪作業を実施しない区間には、看板を設置し、夜間除雪未実施について周知に努める。

(3) 市道の路線については、市が実施する。その内容は、特に交通確保を必要とする主要道路について優先して実施するものとし、雪害時に対処するために民間機械の導入等あらかじめ即応体制を整えておくものとする。

(4) 道路除雪に係る各機関の除雪作業の基準は、次のとおりとする。

除雪作業の基準

区分	標準交通量	除雪目標
第1種	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道所管 1,000台/日以上</li> <li>○ 市所管 国道、道道及び主要道との連絡幹線及びバス路線</li> </ul>	<p>2車線以上の幅員の確保を原則とし異常な降雪時以外は常時交通を確保する。</p> <p>異常降雪時には極力2車線を確保する。</p> <p>「北海道は、極力2車線確保を図る。」</p>
第2種	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道所管 300台/日以上～1,000台/日未満</li> <li>○ 市所管 消防活動路、公共施設連絡路、通学路並びに市民及び車両の通行の頻繁な路線</li> </ul>	<p>2車線幅員確保を原則とするが、状況によっては、1車線幅員で待避所を設けることとなっても止むを得ないものとする。</p> <p>「北海道は、2車線(5.5m)以上の幅員確保を原則とし、夜間除雪は実施しない。異常降雪時には極力1車線以上の確保を図る。」</p>

<p>第3種</p>	<p>○ 道所管 300 台／日未満の道路</p> <p>○ 市所管 上記以外の住居密集地区における生活関連道路</p>	<p>1車線幅員で必要な待避所を設けることを原則とするが、状況によっては一時交通不能になっても止むを得ないものとする。</p> <p>「北海道は、2車線幅員確保することを原則とし、夜間除雪は実施しない。状況によっては、1車線（4.0m）幅員で待機所を設ける。異常降雪時においては一時通行止めとすることも止むを得ないものとしている。」</p>
------------	--	--

## 2 排 雪

道路管理者は、排雪に伴う雪捨場の設定にあたっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 雪捨場は、交通に支障のない場所を選定すること。止むを得ず道路側面等を利用する場合は、車両の待避所を設けるなど交通の妨げにならないよう配慮する。
- (2) 河川等を利用して雪捨場を設定する場合は、河川管理者と十分協議の上決定するものとし、投下の際には溢水災害の防止に努める。

## 3 なだれ防止対策

住民に被害を及ぼすおそれのあるなだれ発生箇所を地域住民に周知させるため、関係機関は、それぞれ業務所轄区域内のなだれ発生予想区域に防止柵の設置を行い、または標示板により住民に周知を図る対策を講ずるものとする。

## 4 電力施設の雪害防止対策

電力施設の雪害防止のため、北海道電力株式会社名寄営業所は、送・配電線の冠雪及び着氷雪対策を講じ、必要に応じて特別巡視等を行うものとする。

## 5 警戒体制

各関係機関は、気象官署の発表する予警報及び情報並びに現地情報を勘案し、必要と認める場合は、それぞれの定める警戒体制に入るものとする。

- (1) 市長は、本部設置基準により次の状況を勘案し、必要があると認めるときは、本部を設置する。
  - ア 大規模な雪害の発生するおそれがあり、その対策を要するとき。
  - イ 雪害による交通マヒ、交通渋滞等によって人命にかかわる事態が発生し、その規模及び範囲から緊急・応急措置を要するとき。
- (2) 雪害による孤立車については、努めて機械力で救出するが、これが不可能な場合は、車内の被災者を救出して避難収容するものとする。
- (3) 孤立予想地域に対する対策を講ずる。
- (4) 除雪機械、通信施設の整備点検を行う。

## 第4節 融雪災害予防計画

融雪による河川の出水災害に対処するための予防計画は、この計画の定めるところによる。

### 1 気象情報の把握

融雪期においては、気象官署等の情報により地域内の降雪状況を的確に把握するとともに、低気圧の発生及び経路の状況又は降雨及び気温の上昇等気象状況に留意し、融雪出水の予測に努めるものとする。

### 2 水防区域等の警戒

水防計画に定める水防区域及びなだれ、地すべり又は山くずれ等の懸念のある地域の危険を事前に察知し、被害の拡大を防止するため、次により万全の措置を講ずるものとする。

- (1) 市は、第5章の水防計画（水防活動）に定める監視を行うものとする。
- (2) 河道内の障害物の除去

市及び河川管理者は、積雪、捨雪及び結氷等により、河道、導水路等が著しく狭められ、災害の発生が予測される個所について、融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破碎及び障害物の除去に努め、流下能力の確保を図るものとする。

### 3 道路の除雪等

道路管理者は、積雪、結氷、滞溜内水等により道路交通が阻害されるおそれがあるときは、道路の除雪、結氷の破碎等障害物の除去に努め、効率的な通行の確保を図るものとする。

## 第5節 土砂災害予防計画

土砂災害から住民の生命、身体及び財産を守り、被害を最小限にとどめるための予防対策は、この計画の定めるところによる。

### 1 現況

北海道（旭川建設管理部治水課）が公表している市に係る自然現象ごとの土砂災害警戒区域等は、次のとおりである。

#### (1) 土石流

箇所番号	箇所名	区分
I-42-0130	東生沢川	土砂災害警戒区域（令和3年1月29日：告示第67号）
II-42-0140	東生二の沢川	土砂災害警戒区域（令和3年1月29日：告示第67号）
II-42-0530	西風連の川	土砂災害警戒区域（令和3年1月29日：告示第67号）
III-44-001	曙一の沢川	土砂災害警戒区域（令和3年1月29日：告示第67号）
III-44-002	曙二の沢川	土砂災害警戒区域（令和3年1月29日：告示第67号）
III-44-003	曙三の沢川	土砂災害警戒区域（令和3年1月29日：告示第67号）
III-44-004	砺波一の沢川	土砂災害警戒区域（令和3年1月29日：告示第67号）
III-44-005	砺波二の沢川	土砂災害警戒区域（令和3年1月29日：告示第67号）
III-44-006	十線の沢川	土砂災害警戒区域（令和3年1月29日：告示第67号）
II-44-0010	弥生坂の沢川	土砂災害警戒区域（令和3年1月29日：告示第67号）
II-44-0020	弥生二の沢川	土砂災害警戒区域（令和3年1月29日：告示第67号）
II-44-0030	弥生一の沢川	土砂災害警戒区域（令和3年1月29日：告示第67号）
II-44-0040	東五号の沢川	土砂災害警戒区域（令和3年1月29日：告示第67号）
II-44-0050	瑞穂の沢川	土砂災害警戒区域（令和3年1月29日：告示第67号）
II-44-0060	十線の沢川	土砂災害警戒区域（令和3年1月29日：告示第67号）
I-44-0320	八幡の沢川	土砂災害警戒区域（令和3年1月29日：告示第67号）
I-44-0320-1	八幡左の沢川	土砂災害警戒区域（平成24年2月3日：告示第52号）
II-44-0330	東橋一の沢川	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 （令和3年1月29日：告示第68号）
II-44-0340	東橋二の沢川	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 （令和3年1月29日：告示第68号）

(2) 急傾斜地の崩壊

箇所番号	箇所名	区 分
Ⅱ-4-65-1581	名寄中名寄	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 (令和3年1月29日：告示第68号)
Ⅱ-4-63-1579	風連東生	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 (令和3年1月29日：告示第68号)
Ⅱ-4-64-1580	風連日進	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 (令和3年1月29日：告示第68号)

(3) 地すべり

箇所番号	箇所名	区 分
4-7-229	中名寄	土砂災害警戒区域 (令和3年1月29日：告示第67号)
4-8-230	旭東	土砂災害警戒区域 (令和3年1月29日：告示第67号)
4-9-231	名寄日の出	土砂災害警戒区域 (令和3年1月29日：告示第67号)
4-46-470	旭東（隣接）	土砂災害警戒区域 (令和3年1月29日：告示第67号)
<3> -4- 221-221-0001	砺波	土砂災害警戒区域 (令和3年1月29日：告示第67号)
4-47-471	上名寄	土砂災害警戒区域 (令和2年11月10日告示：第692号)

2 予防対策

(1) 住民周知

- ア ハザードマップ（土砂災害及び洪水等が掲載されたもの。）を作成して全戸配布する。
- イ ハザードマップの説明等は、市の広報誌等への掲載及び市民懇談会等において説明を実施する。

(2) 土砂災害に関する避難情報の発令基準

土砂災害に関する避難情報の発令基準は、この計画で定める避難情報の発令判断・伝達マニュアル(土砂災害)の基準により発令を行うものとする。

(3) 警戒区域及び避難情報の発令対象地区

本章本節1項のとおり。

(4) 情報の収集及び伝達体制

第3章第2節「災害通信計画」及び第3章第3節「災害情報等の報告、収集及び伝達計画」による。

この際、初動態勢の確立から次のことに着意して情報収集する。

ア 本部の情報収集

速やかに情報収集体制に移行し、北海道土砂災害警戒システム、旭川地方気象台提供



の名寄市防災情報及び旭川地方気象台のホットラインを活用して、今後の気象情報を収集し、事前対応の資とする。

イ 現地の情報収集

(ア) 警戒地区住民からの通報及び巡視員等による現地情報を収集する。

(イ) 現地情報収集の巡視員

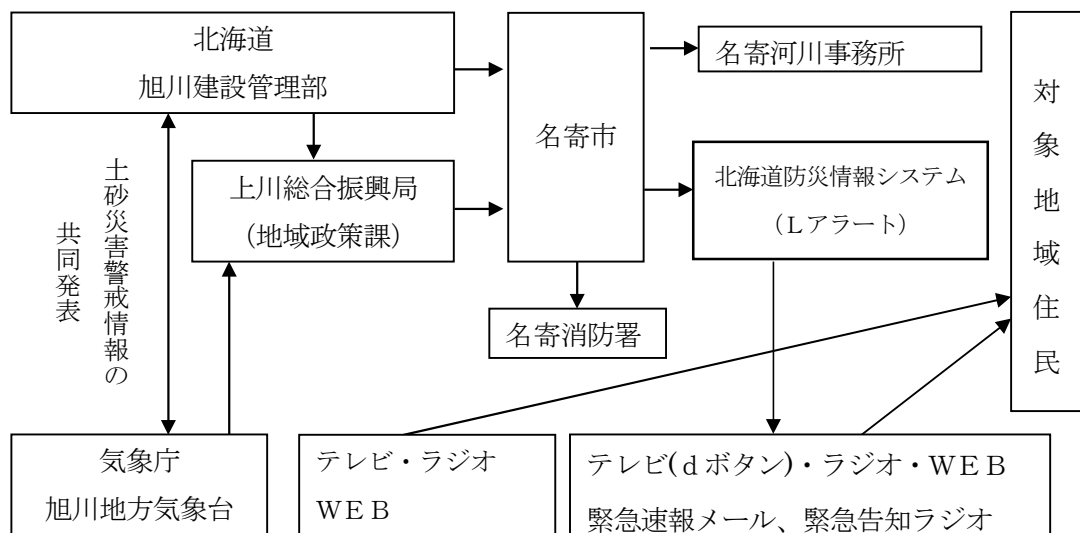
第5章「水防計画」参照

(ウ) 土砂災害に係る前兆現象等は、この計画で定める避難情報の発令判断・伝達マニュアル(土砂災害)に定める。

(5) 予報又は警報などの伝達

土砂災害警戒情報は伝達系統図に基づき、迅速かつ的確に地域住民に周知する。

別図1 「土砂災害警戒情報の伝達系統図」



(6) 避難所の開設・運営

第6章参照。この際、女性の市職員を配置して、女性の視点を活かした要配慮者及び女性への対応を図る。

(7) 避難行動要支援者への避難支援等

本章第9節「避難行動要支援者対策」による。

(8) 警戒避難体制

危険地区の警戒避難体制の地区別巡視責任者：第5章「水防計画」を参照

3 土砂災害警戒区域等における避難所及び避難経路

(1) 土石流

- ア 八幡左の沢川（I-44-0320-1） 土砂災害警戒区域  
 所在地：名寄市字智恵文 《平成24年2月3日：告示第52号》  
 八幡の沢川（I-44-0320） 土砂災害警戒区域  
 所在地：名寄市字智恵文 《令和3年1月29日：告示第67号》



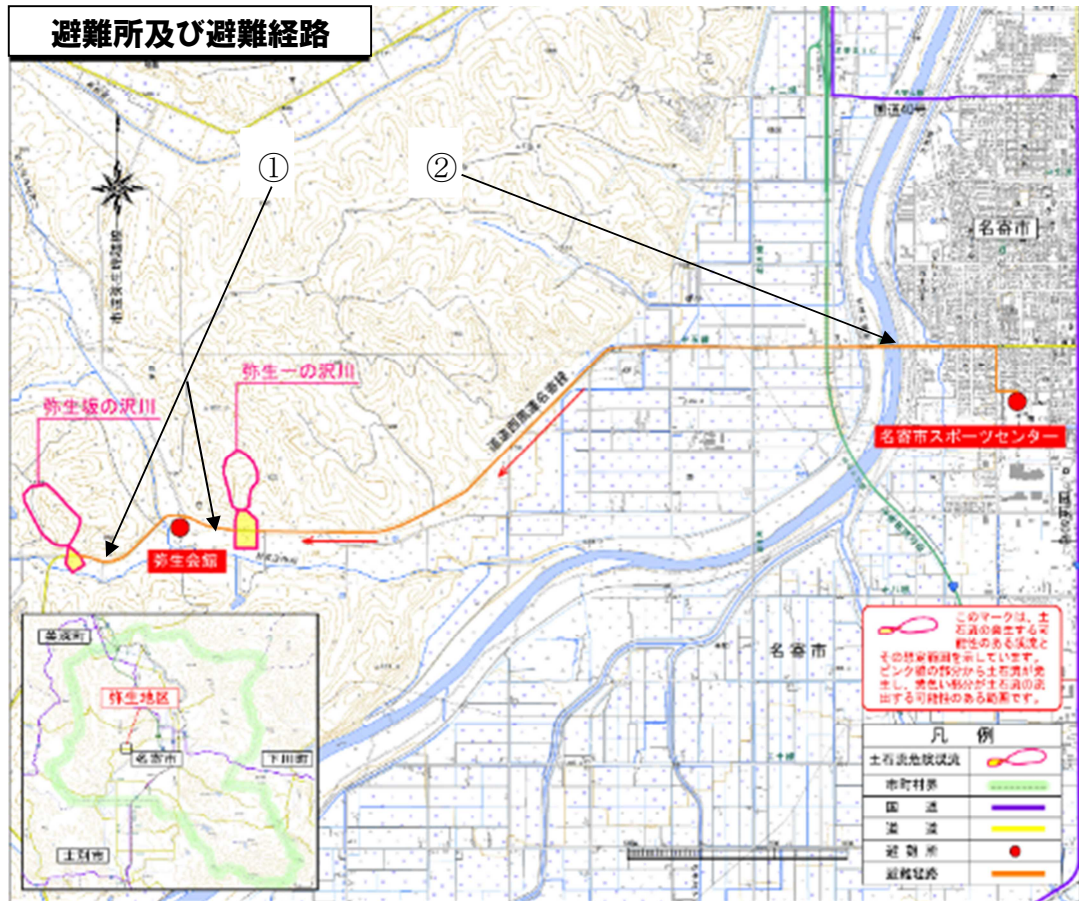
(ア) 避難所

地区住民の避難所：智北会館<智北地区農作業管理休養センター>、智恵文多目的研修センター（洪水による浸水のおそれの無い場合）

(イ) 避難経路

- ① 第1優先の避難路は上記図のとおりとする。
- ② 第2優先の避難路は、天塩川の水位によるが、避難路が確保されている場合に限り、道々美深名寄線を通り智恵文多目的研修センターを目標に避難する。
- ※ 上記①、②により避難できないときは、土砂災害警戒区域の外に出ることを基本にする。

- イ 弥生坂の沢川（Ⅱ-44-0010） 土砂災害警戒区域  
 所在地：名寄市字弥生 ≪令和3年1月29日：告示第67号≫  
 弥生一の沢川（Ⅱ-44-0030） 土砂災害警戒区域  
 所在地：名寄市字弥生 ≪令和3年1月29日：告示第67号≫



(ア) 避難所

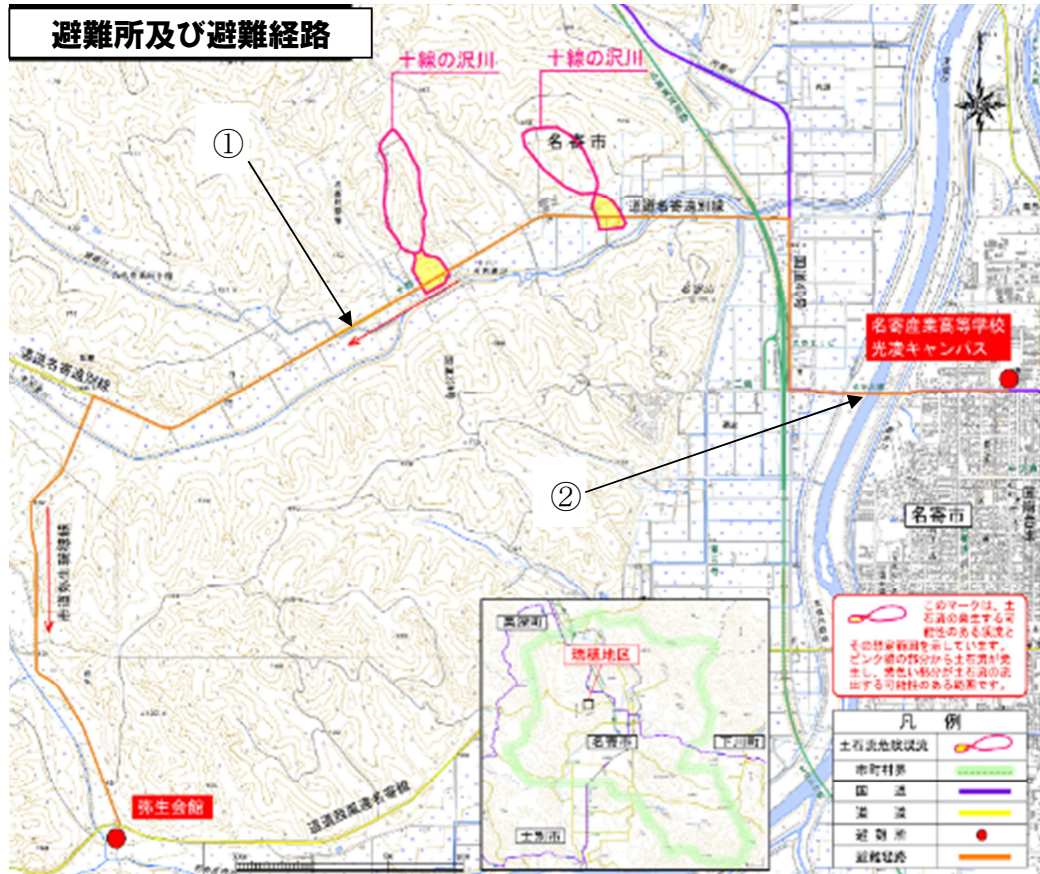
地区住民の避難所：弥生会館

(イ) 避難経路

- ① 第1優先の避難路は、上記図のとおりとする。  
 ② 第2優先の避難路は、天塩川の水位によるが、避難路が確保されている場合に限り、道道西風連名寄線を通り、名寄市スポーツセンターを目標に避難する。

※ 上記①、②により避難できないときは、土砂災害警戒区域の外に出ることを基本とする。

- ウ 十線の沢川（Ⅲ-44-006） 土砂災害警戒区域  
 所在地：名寄市字瑞穂 ≪令和3年1月29日：告示第67号≫  
 十線の沢川（Ⅲ-44-0060） 土砂災害警戒区域  
 所在地：名寄市字瑞穂 ≪令和3年1月29日：告示第67号≫



(ア) 避難所

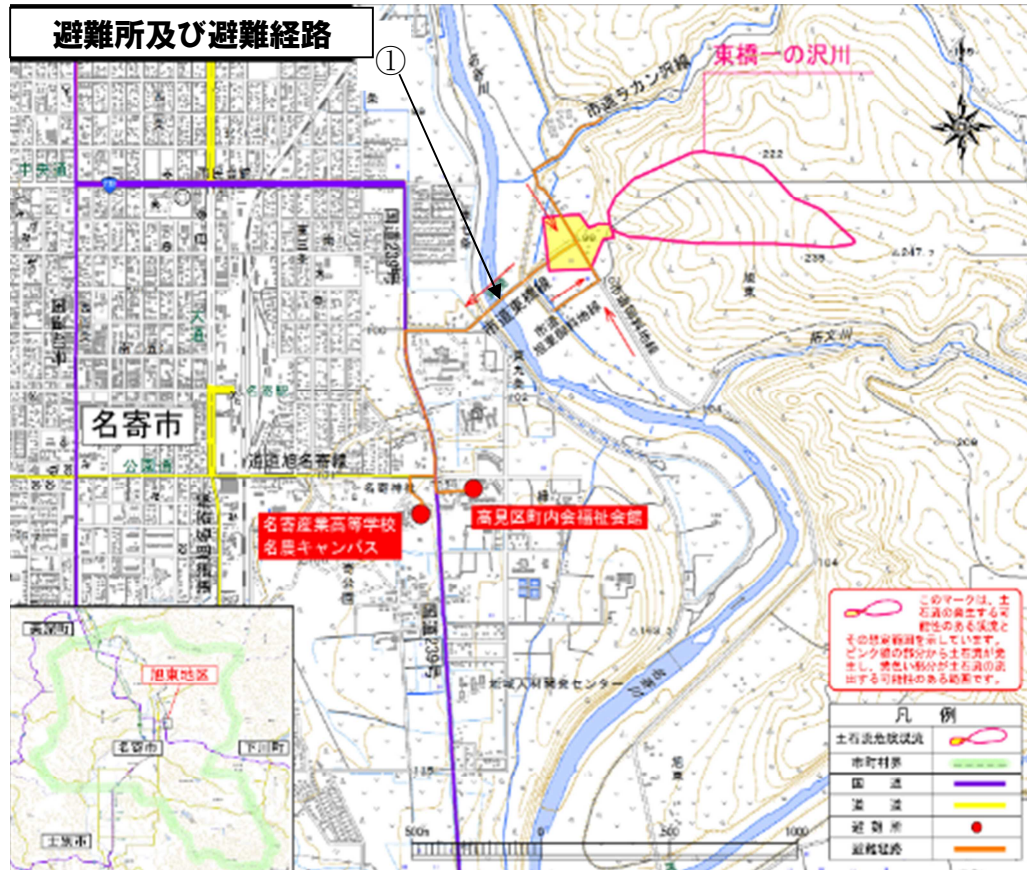
地区住民の避難所：弥生会館（洪水による浸水のおそれのある場合）、名寄産業高校光凌キャンパス（洪水による浸水のおそれの無い場合）

(イ) 避難経路

- ① 第1優先の避難路は、上記図のとおりとする。
- ② 第2優先の避難路は、天塩川の水位によるが、避難路が確保されている場合に限り、道道名寄遠別線、国道40号線を通り、名寄産業高校光凌キャンパスを目標に避難する。

※ 上記①、②により避難できないときは、土砂災害警戒区域の外に出ることを基本とする。

- エ 東橋一の沢川（Ⅱ-44-0330） 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域  
 所在地：名寄市字旭東 ≪令和3年1月29日：告示第68号≫



(ア) 避難所

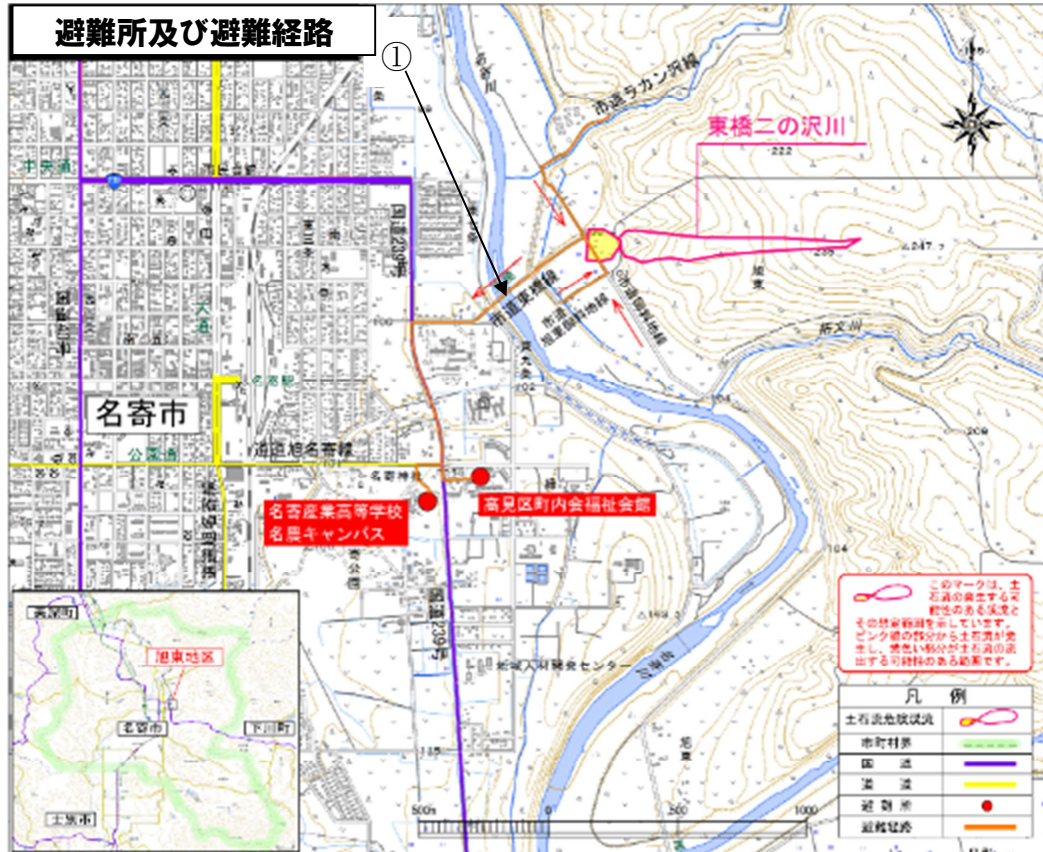
地区住民の避難所：高見区町内会福祉会館、名寄産業高校名農キャンパス（洪水による浸水のおそれの無い場合）

(イ) 避難経路

- ① 第1優先の避難路は、名寄川の水位によるが、避難路が確保されている場合に限り、市道東橋線、ラカン沢線、旭東御料地線を通り、高見区町内会若しくは名寄産業高校名農キャンパスを目標に避難する。

※ 上記①により避難できないときは、土砂災害警戒区域の外に出ることを基本とする。

- オ 東橋二の沢川（Ⅱ-44-0340） 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域  
 所在地：名寄市字旭東 ≪令和3年1月29日：告示第68号≫



(ア) 避難所

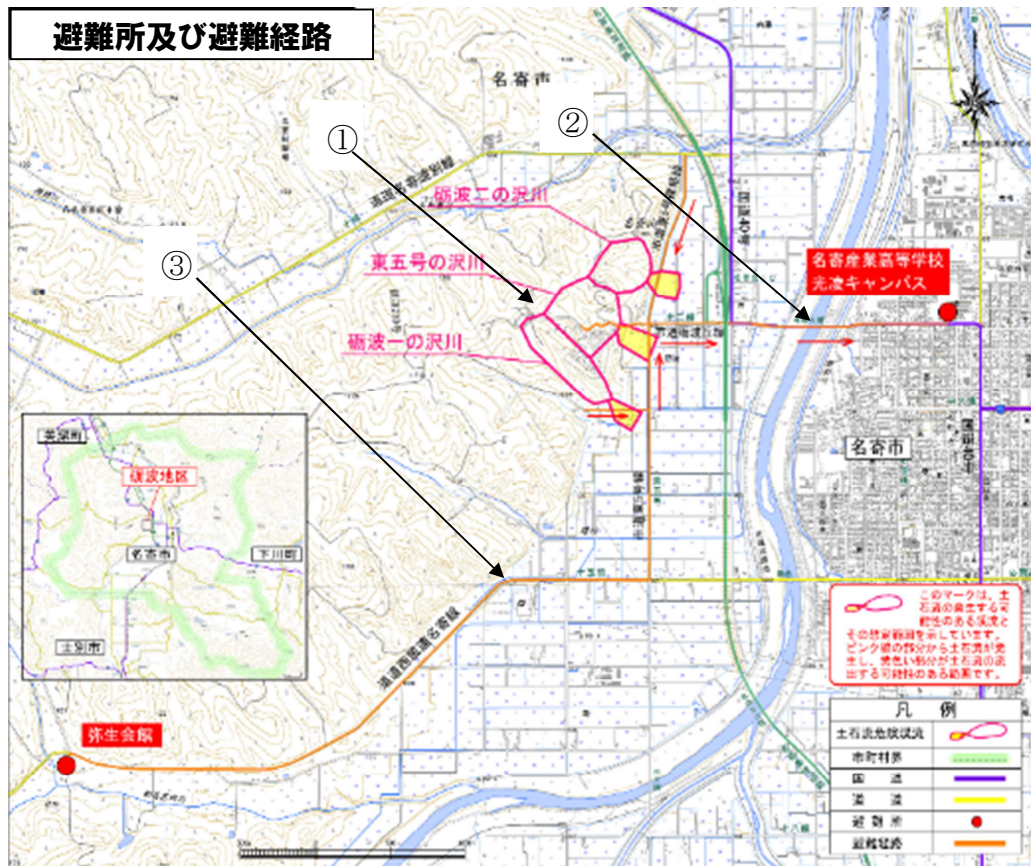
地区住民の避難所：高見区町内会福祉会館、名寄産業高校名農キャンパス（洪水による浸水のおそれの無い場合）

(イ) 避難経路

- ① 第1優先の避難路は、名寄川の水位によるが、避難路が確保されている場合に限り、市道東橋線、ラカン沢線、旭東御料地線を通り、高見区町内会若しくは名寄産業高校名農キャンパスを目標に避難する。

※ 上記①により避難できないときは、土砂災害警戒区域の外に出ることを基本とする。

- カ 砺波一の沢川（Ⅲ-44-004） 土砂災害警戒区域  
 所在地：名寄市字砺波 《令和3年1月29日：告示第67号》
- 砺波二の沢川（Ⅲ-44-005） 土砂災害警戒区域  
 所在地：名寄市字砺波 《令和3年1月29日：告示第67号》
- 東五号の沢川（Ⅱ-44-0040） 土砂災害警戒区域  
 所在地：名寄市字砺波 《令和3年1月29日：告示第67号》



(ア) 避難所

地区住民の避難所：弥生会館（洪水による浸水のおそれがある場合）、名寄産業高校光凌キャンパス（洪水による浸水のおそれの無い場合）

(イ) 避難経路

- ① 第1優先の避難路は、夕日ヶ丘公園延齡の森とする。
  - ② 第2優先の避難路は、天塩川の水位によるが、上記図のとおりとする。
  - ③ 第3優先の避難路は、避難路が確保されている場合に限り、市道東5号線、道道西風連名寄線を通り、弥生会館を目標に避難する。
- ※ 上記①、②により避難できないときは、土砂災害警戒区域の外に出ることを基本とする。

キ その他

上記のアからカ以外の溪流（東生沢川・東生二の沢川・西風連の川・曙一の沢川・曙二の沢川・曙三の沢川・弥生二の沢川・瑞穂の沢川）については、人的被害等の可能性が低いため、対象外としているが、これによらない事象が生じた場合は、改めて変更を行う。

(2) 急傾斜地の崩壊

ア 名寄中名寄（Ⅱ-4-65-1581） 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

所在地：名寄市字朝日 ≪令和3年1月29日：告示第68号≫

(ア) 避難所

地区住民の避難所：名寄産業高校名農キャンパス

(イ) 避難経路：別示

イ その他

上記のア以外の箇所（風連東生・風連日進）については、人的被害等の可能性が低い  
ため、対象外としているが、これによらない事象が生じた場合は、改めて変更を行う。

(3) 地すべり

ア 砺波（〈3〉-4-221-221-0001） 土砂災害警戒区域

所在地：名寄市字砺波・字瑞穂・字内淵 ≪令和3年1月29日：告示第67号≫

(ア) 避難所

地区住民の避難所：弥生会館（洪水による浸水のおそれのある場合）、名寄産業高校  
光凌キャンパス（洪水による浸水のおそれの無い場合）

(イ) 避難経路：別示

イ その他

上記のア以外の箇所（中名寄・旭東・名寄日の出・旭東（隣接）、上名寄）については、  
人的被害等の可能性が低いため、対象外としているが、これによらない事象が生じた場  
合は、改めて変更を行う。



## 第6節 建築物災害予防計画

風水害、地震、火災等の災害から、建築物を防御するために必要な事項は、この計画の定めるところによる。

### 1 予防対策

建築物の密度が高く、火災危険度の高い市街地においては、耐火建築物の建築促進に努め、建築物の不燃化の推進を図る。

また、木造の建築物等の外壁・軒裏等を防火構造とするように努め、火災の延焼の防止を図る。

## 第7節 消防計画

市民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災その他の災害が発生し、または、発生するおそれがある場合において、消防機関が十分にその機能を発揮するための組織及び運営等については、上川北部消防事務組合の計画に定めるところによる。

また、本計画に定める事項は、災害対策基本法第2条によるものとする。

### 1 組織計画

#### (1) 平常時の組織

平常時における名寄消防署・名寄消防団及び風連消防団の組織は、名寄消防署長及び各消防団長が別に定める。

#### (2) 災害時の組織

災害時における名寄消防署・名寄消防団及び風連消防団の組織は、名寄消防署長及び各消防団長が別に定める。

### 2 大規模災害・林野火災等

上川北部消防事務組合の計画と連携し対応するものとする。

この場合において、火災警報を伝達する場合は、1（1）の定めを準用する。

### 3 隣接市町村（組合）消防相互応援計画

市内で災害が発生した場合又は災害が発生するおそれがある場合に有効に対処するため、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき、出動を要請する。

要 請 先			協定締結 年 月 日
市 町 村 等	担当窓口	電 話 番 号	
士別地方消防事務組合	消防本部	0165-23-4709	平成3年2月13日
北留萌消防組合	消防本部	0164-62-1220	平成3年2月13日
南宗谷消防組合	消防本部	0163-62-1421	平成3年2月13日
紋別地区消防組合	消防本部	0158-24-2111	平成3年2月13日

4 消防力等の現況

人員・機械別 組織別		人員	機 械 (台)										
		職員・団員	タンク車	化学車	ポンプ車	救助工作車	水槽車	小型ポンプ積載車	救急車	指揮車	広報車	資機材搬送車	連絡車
本部・消防署	消防本部	6							1		1		2
	消防署 (出張所)	57 (13)	2 (1)	1	1	1	2 (1)		3 (1)	2 (1)	1	1	3 (1)
	計	63	2	1	1	1	2		4	2	2	1	5
消防団	名寄消防団 本部	21											
	本部分団	22											
	第1分団	16			1								
	第2分団	16			1								
	第3分団	18			1								
	第4分団	29					1	1					
	風連消防団 本部	2											
	第1分団	25	1		1								
	第2分団	11						1					
	第3分団	11						1					
第4分団	13			1		1							

## 第8節 物資の調達・確保及び防災資機材等の整備

市は、災害時における食料その他の物資の確保に努めるとともに、災害発生時における減災・応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の整備に努める。

### 1 食料その他の物資の確保

- (1) 市は、災害時に避難所等で必要となる食料、飲料水、生活必需品、衛生用品（マスク、消毒液等）、燃料、その他の物資について、概ね発災から3日目までに必要な数量（住民持参分を除く）を備蓄するよう努めるものとし、備蓄が困難な物資については、民間事業者との災害協定による流通在庫物資を活用するなど物資の調達体制の整備に努める。
- (2) 市は、防災週間や防災関連行事等あらゆる機会を通じ、住民や事業者に対し、「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー、ポータブルストーブ等の備蓄に努めるよう啓発を行う。
- (3) 備蓄目標 2,000人分

### 2 防災資機材等の整備及び使用等

- (1) 市は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、非常用発電機の整備のほか積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具・燃料等の整備に努める。
- (2) 市は、あらかじめ防災資機材等の保有業者と調達に関する協定を締結するなど、防災資機材等の調達体制の確立を図る。
- (3) 備蓄目標（市の災害等の特性から水害及び寒冷に対応）
  - ア 水害対応 : 土のう袋 10,000袋を作成する必要資機材
  - イ 寒冷時対応 : 暖房機器（灯油ストーブ）50台
- (4) 平常時及び災害発生時等における防災資機材の使用等  
防災資機材等の貸付及び使用に関する根拠については、「名寄市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」及び「名寄市財産規則」による。
  - ア 平常時  
防災訓練等の際、他の地方公共団体、公共団体、公共的団体等(協定している団体)に限り無償で貸付け又は使用させることができる。
  - イ 災害が発生するおそれ並びに災害時  
上記と同様とする。防災資機材を所管する管理者(災害対策本部の各部)は、迅速な初動対応のため、措置を講じなければならない。

### 3 備蓄倉庫等の整備

市は、防災資機材倉庫の整備に努める。

## 第9節 避難行動要支援者対策

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合の、要配慮者のうち自ら避難することが困難な避難行動要支援者について、平常時からの把握とともに、避難の支援、安否確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置については、この計画の定めるところによる。

### 1 避難行動要支援者名簿

#### (1) 避難行動要支援者名簿の対象者

生活の基盤が市内に居住している方のうち、以下の要件に該当する方

- ア 要介護認定3～5を受けている者
- イ 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する者（ただし、心臓機能障害又は腎臓機能障害のみで交付を受けた者を除く。）
- ウ 療育手帳Aを所持する者
- エ 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- オ 市の生活支援を受けている難病患者
- カ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた者

#### (2) 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿は、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 避難支援等を必要とする事由
- キ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

### 2 平常時における避難行動要支援者名簿の活用

#### (1) 避難支援関係者への事前の名簿情報の提供

市長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、名寄市避難行動要支援者名簿取扱要綱の定めるところにより、消防、警察、民生委員法（昭和23年法律第198号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第109条第1項に規定する社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によって

識別される特定の個人をいう。)の同意が得られない場合は、この限りでない。

(2) 平常時及び災害時における名簿情報の外部提供先

区分	外部提供先
平常時	消防、警察、民生委員、社会福祉協議会、町内会等
災害時	上記に記載する組織等が災害時に必要とする場合

ア 平常時における名簿情報の提供は、総務部で対応する。

イ 災害発生時等における名簿利用及び避難支援等に関する事務の担当

災害対策本部に避難行動要支援者対策班を設置し対応する。

(3) 名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務及び名簿情報の漏えいを防止する措置

市長は、名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務及び名簿情報の漏えいを防止する措置は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び名寄市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年名寄市条例第10号）の定めるもののほか、別に定めなければならない。

3 発災時等における避難行動要支援者名簿の活用

(1) 避難情報の発令及び伝達

避難情報の発令については、この計画において定める避難情報の発令判断・伝達マニュアル（水害編）（土砂災害編）を基本に行うが、リードタイム（避難を行う時間）を必要とする避難行動要支援者については、高齢者避難の発令時に適切な判断及び対応により、早めの段階で避難行動を開始できるよう配慮するものとする。

(2) 多様な手段の活用による情報伝達

避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月）に示されている内容について、検討を図るものとする。

4 平常時及び避難支援に関する全体計画及び個別避難計画の作成

(1) 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月）第1、2全体計画

地域防災計画の策定に当たっての留意事項「地域の防災意識、防災力を高めるとともに、地域の実情に応じた計画の策定及びその見直しに当たっては、消防、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織、福祉事業者、地域住民等の日常から避難行動要支援者と関わる者や高齢者や障害者等の多様な主体の参画を促すこと。」を基本に、全体計画及び個別避難計画（避難の支援プラン）を作成する。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。

(2) 全体計画は、平常時における避難行動要支援者名簿の活用及び平時の見守り、避難支援計画及び名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務及び名簿情報の漏えいを防止等につい

て定めなければならない。

- (3) 個別避難計画は、総務部（防災担当）と健康福祉部が連携しつつ、福祉専門職、名寄市社会福祉協議会、自主防災組織等避難支援等に携わる関係者の協力を得つつ、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるとともに、積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意する。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう計画の活用に支障がないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

#### 5 避難行動要支援者の避難支援及び安否確認

避難行動要支援者の避難支援及び安否確認については、災害対策本部に設置する避難行動要支援者対策班において安否確認を行うものとする。

#### 6 避難支援関係者の安全確保

災害対策基本法第50条第2項の規定に基づき、市長は、災害応急対策に従事する者及び避難支援を行う者の安全を確保しなければならない。

#### 7 外国人に対する対策

市は、わが国とは異なる言語や文化、生活習慣及び防災意識を持つ外国人を、基本法でいう「要支援者」と位置づけ、災害発生時に迅速かつ安全な行動がとれるよう、次のような条件及び環境づくりに努めるとともに、外国人登録等様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図るものとする。

- (1) 多言語による広報の充実
- (2) 避難場所、道路標識等の災害に関する表示板の多言語化
- (3) 外国人を含めた防災訓練及び防災教育の実施

## 第10節 自主防災組織の育成等に関する計画

平常時における災害の備え及び減災対策の推進を図るため、「自分たちの地域や職場は自分たちで守る」という意識のもとに、地域住民や事業所等における自主防災体制の整備、育成を推進する。

その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

### 1 地域住民による自主防災組織

市は、町内会等に働きかけ、地域における自主防災組織の設置及び育成に努めるものとする。災害時において、地域住民が一致団結して、消防団と連携を行い、初期活動や救出・救護活動をはじめ、高齢者や障がい者等要配慮者の避難誘導などに取り組むことによって自主的な防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。

### 2 事業所等の防災組織

平日の昼間における災害発生時には、学校、病院など多くの人が入り、利用する施設や事業所等においては、大規模な被害発生が予想される。

また、大規模災害が発生した時には、組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐ上で重要なことから、事業所等单位での防災体制の充実強化に努める。

### 3 自主防災組織等の組織化

- (1) 町内会等に防災部等、すでに自主防災組織と類似した組織がある場合は、その活動内容の充実強化を図って自主防災体制の整備に努める。
- (2) 町内会等で特に防災活動を行っていない場合は、町内会等の活動の一環として防災訓練等の防災活動に取り組むことを通して自主防災体制の整備を図る。
- (3) 名寄市自主防災組織支援事業を推進し、自主防災組織の設立促進及び組織強化を図る。  
(参考 名寄市自主防災組織支援事業補助金交付要綱(平成24年3月28日告示第1008号))

### 4 自主防災組織等の活動

町内会等を基盤とした自主防災組織が行う活動内容として、次のようなものが考えられる。

#### (1) 平常時の活動

##### ア 防災知識の普及

集会等を利用して、市の防災担当者等から話を聞くなどして防災に対する知識の普及を図る。



## イ 防災訓練の実施

日頃から繰り返し訓練を実施、防災活動に必要な知識や技術、行動等を習得する。訓練を計画する際には、地域の特性等を考慮した中で、次の個別訓練が考えられる。

## (ア) 情報収集伝達訓練

防災関係機関から情報を正確かつ迅速に入手して地域住民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練を実施する。

## (イ) 消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため消火設備を使用して消火に必要な技術等を習得する。

## (ウ) 避難訓練

避難の要領を熟知し、避難場所まで迅速かつ安全に避難できるようにする。

## (エ) 救出救護訓練

家屋の倒壊やがけ崩れ等により下敷きになった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

## ウ 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが少なくないので、住民個々に点検するとともに、自主防災組織としては期日を定めて一斉に防災点検を行う。

## エ 防災用資機材等の整備・点検

(ア) 自主防災組織は、活動に必要な資機材の整備に努めるとともに、災害時に速やかな応急措置をとることができるように日頃から点検を行う。

(イ) 自主防災組織は、資機材等の整備に努めるものとする。

## (2) 非常時及び災害時の活動

## ア 情報の収集伝達

自主防災組織は、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して市等へ報告するとともに、防災関係機関から提供される情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。

そのために、あらかじめ次の事項を決めておくようにする。

## (ア) 連絡をとる防災関係機関

(イ) 防災関係機関との連絡のための手段

(ウ) 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及び連絡網

また、避難場所へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱や流言飛語の防止に当たる。

## イ 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の始末など出火防止のための措置を講ずるように呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器などを使い、初期消火に努めるようにする。

ウ 救出救護活動の実施

がけ崩れ、建物の倒壊などにより下敷きになった者を発見したときには、市等に通報するとともに、二次災害が起きないように十分注意して救出活動に努めるようにする。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とする者があるときは、救護所等へ搬送する。

エ 避難行動

避難行動は、次の全ての行動とする。

- (ア) 指定緊急避難場所への移動
- (イ) 安全な場所への移動（施設、親戚や友人の家等）
- (ウ) 近隣の高い建物、強度の高い建物への移動
- (エ) 建物内での安全な場所への避難

オ 給食・救援物資の配布及び協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要になってくる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要になるので、市等が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

5 地域の防災リーダーの育成

自主防災組織等は、地域で活躍する防災リーダーの育成に努める。

6 その他

自主防災組織を立ち上げようとするものは「名寄市自主防災組織防災計画例(標準例)」を積極的に活用する等、自主防災に関する防災計画を定めるよう努めるものとする。

## 第11節 避難体制の準備

### 1 避難指示等の基準

- (1) 避難指示等の基準については、災害対策基本法に基づき、この計画で定め、国の避難基準の変更等があったときは、速やかに改正するものとする。この場合において、市長は、防災会議の決定前に国の避難の運用に変更があるときは、予定される基準等を準用し運用することができる。
- (2) 避難指示等の基準は、次の災害について定める。
  - ア 洪水
  - イ 土砂災害

2 指定緊急避難場所及び指定避難所等の指定

(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所等の指定は、災害対策基本法（第49条の4～6、第49条7～9）及び災害対策基本法施行令（第20条の6）及び災害対策基本法施行規則（第1条の9）に基づき市長が次のように指定する。

条件付き指定 ▲3階以上の場所 ■2階以上の場所（開設されている場合）

※洪水予報河川の洪水のおそれのないときは、▲は、■にすることができる。

○指定緊急避難場所（一時的に避難する場所）

◎指定一般避難所（避難生活を行える施設）

番号	名称	住所	管理者	収容人員	指定緊急避難場所					指定一般避難所
					洪水	土砂災害	地震	大規模火事	内水氾濫	
1	名寄高等学校	字徳田204番地	学校長	1,642	○		○	○	○	◎
2	名寄産業高等学校 光凌キャンパス	西5条北5丁目1番地	学校長	919			○	○		
3	名寄産業高等学校 名農キャンパス	字緑丘3番地3	学校長	3,078	○		○	○	○	◎
4	名寄市立大学 (1号館・2号館)	西4条北8丁目1番地	学長	988	▲		○	○	○	
5	名寄市立大学(3号館)	西2条北8丁目1番地	学長	802	▲		○	○	○	
6	名寄中学校	字豊栄101番地	学校長	840	■			○	■	
7	名寄東中学校	西2条北8丁目 1番地3	学校長	286			体育 ○	○		
8	智恵文小中学校	字智恵文11線 北2番地	学校長	273	■	○	○	○	○	◎
9	風連中学校	風連町新生町 167番地1	学校長	164	○		校舎 ○	○	○	◎
10	名寄小学校	西1条南1丁目2番地	学校長	241	■		○	○	○	
11	名寄南小学校	西6条南12丁目 55番地2	学校長	265	■		○	○	○	

番号	名称	住所	管理者	収容人員	指定緊急避難場所					指定一般避難所
					洪水	土砂災害	地震	大規模火事	内水氾濫	
12	名寄東小学校	東3条南3丁目 11番地	学校長	205	■		○	○	○	◎
13	名寄西小学校	西7条南1丁目 18番地	学校長	248			○	○		
14	中名寄小学校	字日彰285番地	学校長	97	■		○	○	○	
15	風連中央小学校	風連町西町	学校長	182	○	○	○	○	○	◎
16	駅前交流プラザ 「よろーな」	東1条南7丁目	市長	98	■	○	○	○	○	◎
17	市保健センター	西2条北5丁目 市保健センター	所長	71			○	○		
18	市スポーツセンター	西7条南12丁目 55番地	館長	333	■			○	○	
19	市民文化センター	西13条南4丁目 2番地	館長	157			○	○		
20	智恵文多目的 研修センター	字智恵文11線 北2番地	館長	71	■	○		○	○	
21	上川北部人材 開発センター	字緑丘30番地	専務	238	○		○	○	○	◎
22	北国博物館	字緑丘222番地	館長	45	○	○	○	○	○	◎
23	西町コミュニティセンター	風連町西町76番地2	地域住民課長	38		○	○	○		
24	風連農村環境 改善センター	風連町新生町 187番地11	公民館長	90	○	○	○	○	○	◎
25	風連日進 コミュニティセンター	風連町字日進 3076番地	地域住民課長	42		○	○	○	○	◎
26	旭コミュニティセンター	風連町字旭 2216番地	地域住民課長	44	○	○	○	○	○	◎

番号	名称	住所	管理者	収容人員	指定緊急避難場所					指定一般避難所
					洪水	土砂災害	地震	大規模火事	内水氾濫	
27	瑞生コミュニティセンター	風連町字瑞生 4151番地2	地域住民課長	71		○	○	○	○	
28	西風連 コミュニティセンター	風連町字西風連 2500番地	地域住民課長	10	○	○	○	○	○	◎
29	東風連子供と老人 福祉館	風連町字東風連 3395番地	地域住民課長	38	○	○		○	○	◎
30	ふうれん地域 交流センター	風連町本町 62番地、63番地	公民館長	127	○	○	○	○	○	◎
31	智北地区農作業 管理休養センター	字智恵文智北	町内会長	10	○	○		○	○	
32	なよろ健康の森管理棟	字日進	市長	45	○	○	○	○	○	◎
33	高見区町内会福祉会館	字緑丘5	市長	24	○	○	○	○	○	◎
34	アカシヤ福祉会館	西11条南8丁目11 番地	市長	24			○	○		
35	大橋地区 コミュニティセンター	西4条北10丁目73 番地8	市長	22			○	○		
36	東部地区集落センター	字日彰285番地1	市長	40			○	○		
37	株式会社 名寄ゴルフ倶楽部	字日彰391	取締役社長	24	○			○	○	
38	サンピラー交流館	字日進147-2	北海道知事	213	○	○	○	○		◎
39	弥生会館	字弥生	町内会長	24	○	○		○		◎
40	道の駅 もち米の里☆なよろ	風連町 西町334番地1	市長	75	○	○	○	○	○	◎

## ◆ 広域避難場所(グラウンド等)

番号	名称	住所	管理者	収容人員	指定緊急避難場所					指定一般避難所
					洪水	土砂災害	地震	大規模火事	内水氾濫	
1	名寄高等学校グラウンド	字徳田204番地	学校長				○	○		
2	名寄産業高等学校 名農キャンパスグラウンド	字緑丘3番地3	学校長				○	○		
3	名寄産業高等学校 光凌キャンパスグラウンド	西5条北5丁目1番地	学校長				○	○		
4	名寄市立大学	西4条北8丁目1番地	学長				○	○		
5	大学公園	西2条北8丁目1番地	市長				○	○		
6	名寄中学校	字豊栄101番地	学校長				○	○		
7	名寄東中学校	西2条北8丁目1番地3	学校長				○	○		
8	智恵文小中学校	字智恵文11線北2番地	学校長				○	○		
9	風連中学校	風連町新生町167番地1	学校長				○	○		
10	名寄小学校	西1条南1丁目2番地	学校長				○	○		
11	名寄南小学校	西6条南12丁目 55番地2	学校長				○	○		
12	名寄東小学校	東3条南3丁目11番地	学校長				○	○		
13	名寄西小学校	西7条南1丁目18番地	学校長				○	○		
14	旧豊西小学校	西15条南4丁目 14番地2	市長				○	○		

番号	名称	住所	管理者	収容人員	指定緊急避難場所					指定一般避難所
					洪水	土砂災害	地震	大規模火事	内水氾濫	
15	旧智恵文小学校	字智恵文12線南3番地	市長				○	○		
16	中名寄小学校	字日彰285番地	学校長				○	○		
17	風連中央小学校	風連町西町201番地1	学校長				○	○		
18	旧風連下多寄小学校	風連町瑞生1558番地	市長				○	○		
19	旧東風連小学校	風連町字東風連 889番地	市長				○	○		
20	浅江島公園	名寄市西13条南2丁目	市長				○	○		
21	名寄公園	字緑丘	市長				○	○		
22	弥生公園	字弥生	市長				○	○		
23	南広場	西2条南9丁目	市長				○	○		
24	白樺公園	西9条北1丁目	市長				○	○		
25	なよろ健康の森	字日進	市長				○	○		
26	北海道立 サンピラーパーク	字日進147-2	北海道知事		○	○	○	○		



## ◆ 指定福祉避難所

番号	名称	住所	管理者	収容人員	指定緊急避難場所				
					洪水	土砂災害	地震	大規模火事	内水氾濫
1	名寄市総合福祉センター	西1条南12丁目1番地2	市長	73	○	○	○	○	○

※各施設の収容人員は、災害ごとの最小の収容見込みを表示している。

## (2) 避難所の運営管理

避難所の運営管理は、避難所における良好な生活環境の確保に向けた取り組み指針(平成25年8月内閣府(防災担当))を遵守し、実施するものとする。

## 3 指定緊急避難場所及び指定避難所等の開設の準備

指定緊急避難場所及び指定避難所等の施設の管理者及び市長から、避難所の開設の担当を命じられたものは、平常時から鍵の開錠及び連絡体制を確立しておかなければならない。